

【資料2】重点施策（案）_第17回あきる野市総合計画審議会					黄色網掛：項目追加	
テーマ		重点施策		設定理由	個別施策	
1	豊かな自然と調和したまち	1	水と緑の確保	本市は、秋川、平井川等の河川と、森林や緑地、公園の緑など、郊外や市街地に多くの緑を有しています。森林等の緑の面積は、市域の約7割に及び、これらの清らかな水と豊かな緑は、本市の最大の特徴となっています。また、市域の北部や南部の河岸段丘*を中心に、多くの湧水が存在し、本市は、都内にありながら、自然が豊かなまちとして、広く認知されています。豊かな自然環境は、多くの市民から、本市の長所の一つとされ、本市の財産の一つであることから、将来にわたって引き継いでいけるよう、水と緑の確保に取り組みます。	第1章第2節1－①	緑確保の推進
					第1章第2節2－①	公園・緑地の適正管理
					第1章第2節2－②	崖線の緑地の保全
					第1章第3節4－①	河川の整備・維持管理
					第2章第5節2－①	公益的機能の発揮を重視した森林施業の推進
					第2章第5節2－②	市民や企業などとの協働による森づくりの推進
					第3章第4節2－①	河川及び湧水池の水質保全
					第3章第4節2－②	雨水対策の推進
					第3章第4節3－①	保存緑地*や公開緑地*の指定の推進
					第3章第4節3－②	公共施設及び民間施設の緑化の推進
2	あきる野らしさを生かした活気あふれるたくましいまち	2	生物多様性の保全	本市の豊かな自然には、様々な動物や植物が息づいており、その中には、貴重な種も含まれています。こうしたことを背景に、本市は、都内でも数少ない「生物多様性地域戦略」を策定しています。今後も豊かな生物多様性*を保全していくため、同戦略に基づき、希少動植物の保護、外来種対策の推進などに取り組みます。	観光消費額の最大化を図り、インバウンド需要の増加に対応するため追加	
					第3章第4節1－①	自然環境の保全の推進
					第3章第4節1－②	希少動植物保護の推進
					第3章第4節1－③	外来種対策の推進
		1	地域資源の保全・活用	本市には、都内近郊にありながら、緑豊かな山々や清流などの恵まれた自然、豊富な観光資源や農業資源、地域の歴史を物語る文化遺産や郷土芸能が存在しており、これらは、本市の地域資源の一つとなっています。本市の地域経済力を更に高めるため、これらの地域資源を市民と共に守り育て、後世に引き継ぐとともに、本市に潤いをもたらす存在として、更に磨き上げるために、農業振興に向けた販売施設の拡充などの各種の取組を進めます。	第1章第2節1－①	緑確保の推進
					第2章第3節1－④	国際化対応の推進
					第2章第3節3－③	地域資源を生かしたツーリズムの確立
					第2章第4節2－①	農産物の販売施設の拡充
					第2章第4節2－③	農産物のブランド化の推進
					第2章第4節3－②	遊休農地*の利用集積等による農業生産の拡大と農地の有効活用の促進
					第2章第5節1－②	生産基盤の整備の推進
					第2章第5節1－③	多摩産材*の利用拡大の推進
					第2章第6節1－②	江戸前アユ*のブランド化
					第3章第4節1－①	自然環境の保全の推進
3	快適で安全・安心なまち	2	総合的な産業振興策の推進	圏央道等の整備により、本市の利便性は向上し、企業立地の可能性等が増しています。また、既存の商店街においては、商工会や関係機関等により、起業や創業、空き店舗対策等が進められ、一部の地域では、空き店舗への出店に結びついた事例もあります。本市の地域経済力を更に高めるため、道路交通網を生かした企業立地のほか、新たな企業と連携したまちづくり等を進めるとともに、商店街の活性化等に引き続き取り組みます。	観光消費額の最大化を図り、インバウンド需要の増加に対応するため追加	
					第2章第1節1－②	計画的な企業立地の推進
					第2章第1節1－③	産業振興体制の強化
					第2章第2節1－①	商工業者の育成
					第2章第2節1－②	起業・創業の支援
					第2章第2節2－①	活力と魅力ある商店街づくりの推進
					第2章第2節2－②	空き店舗の活用の促進
					第6章第1節2－①	自主財源の確保に向けた取組
		1	ゼロカーボンシティへの挑戦	地球温暖化*による気候変動は、市民生活にも深刻な影響を及ぼしているとされ、国際的にも地球温暖化*対策の推進が求められています。我が国においても、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ（ゼロカーボンシティ*）を進めるとされていることから、本市においても、市民や事業者との連携の下、森づくりやごみの減量など、様々な取組を通じて、地球温暖化*対策を推進します。	第2章第5節2－①	公益的機能の発揮を重視した森林施業の推進
					第2章第5節2－②	市民や企業などとの協働による森づくりの推進
					第3章第3節1－①	ごみの適正処理（分別・収集運搬・処分）体制の構築
					第3章第3節1－②	ごみ減量化の推進
					第3章第3節1－③	食品ロス削減の推進
					第3章第3節2－①	リサイクルシステムの充実
					第3章第3節2－②	資源回収の推進
					第3章第3節2－③	ごみの堆肥化の促進
					第3章第3節3－①	国や東京都と連携した地球温暖化*対策の推進
					第3章第3節3－②	市役所で使用する車両への次世代自動車*等の導入の検討・推進
3	快適で安全・安心なまち	2	防災・減災の更なる推進	東日本大震災の記憶と経験に加え、近年、気候変動の影響による大雨等の発生リスクが増していることから、災害に対する関心の高まりとともに、災害に強いまちづくりの取組が求められています。このため、地域防災力の強化に向け、自助・共助の考えの浸透と市民の防災意識の醸成を図るとともに、防災リーダーの育成、消防力の充実等に取り組みます。また、災害等による被害を最小限に抑え、速やかな復旧復興ができるよう、国土強靱化に取り組みます。	第3章第2節1－①	防災施設・設備等の充実
					第3章第2節1－②	人材の育成や地域防災力の強化
					第3章第2節1－③	消防力の充実
					第3章第2節1－④	避難行動要支援者*の支援体制づくりの推進
					第3章第2節1－⑤	住宅の耐震化の推進
					第3章第2節1－⑥	国土強靱化の推進
					第3章第2節1－⑦	防災・減災に対する外部連携の強化
					第1章第1節1－①	地区の特性に応じた適正な土地利用の推進
					第1章第3節1－③	道路・橋りょうの維持管理・更新の推進
					第1章第3節2－①	既存の公共交通の維持及び利便性の向上
3	快適で安全・安心なまち	3	人口減少社会に対応した持続可能なまちづくりの推進	人口減少や高齢化の進行が確実である中、市民が快適に住み続けられるまちづくりが必要です。このため、適正な土地利用を促すとともに、空き家対策や汚水処理の在り方の検討、公共施設等の総合管理などに取り組みます。また、交通弱者の増加を見据えながら、公共交通等の充実に取り組みます	第1章第3節2－②	地域公共交通ネットワークの形成に向けた公共交通対策の検討・推進
					第6章第2節2－①	公共施設等の総合管理の推進

			4	保健・医療等の充実	新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴い、保健・医療等への関心が大きく高まっています。こうしたことを踏まえ、誰もが安心して日常を過ごすことができるよう、健康づくりや予防体制、感染症対策、保健・医療提供体制の充実に取り組みます。	第4章第1節1－① 第4章第1節1－② 第4章第1節1－⑤ 第4章第1節2－① 第4章第1節2－② 第4章第1節3－① 第6章第2節1－① 第6章第2節1－② 第6章第3節1－① 第6章第4節2－①	各種健康診査・検診等の充実 地域における健康づくりの推進 心の健康づくりの推進 予防接種の促進・充実 感染症対策の充実 医療と福祉の連携及び強化 ＩＣＴ*の利活用の促進 情報セキュリティ対策の強化 効率的・効果的な組織の見直し 市政情報の共有化								
			5	自治体DXの推進	国では、社会全体のデジタル化の一環として、市民の利便性の向上に向け、自治体ＤＸを進めることとしています。市においても、こうした国の動きに対応し、情報セキュリティ対策の強化等を図りながら、行政手続のオンライン化などの自治体ＤＸに取り組みます。	第4章第2節1－① 第4章第2節1－② 第4章第2節1－③ 第4章第2節2－① 第4章第2節2－② 第4章第2節2－③ 第4章第2節2－④ 第4章第2節2－⑤ 第4章第2節3－① 第4章第2節3－② 第4章第2節3－③ 第4章第2節3－④	幼児教育・保育の充実 成長段階に応じた健全育成 特に支援を必要とする子どもへの支援の充実 母子とその家族の健康の保持・増進 子ども・子育てに関する相談窓口の充実 子育てに対する意識啓発と情報提供 子育てしやすい支援体制の充実 ひとり親家庭等への支援の充実 子どもの安全・安心の確保 子育てを支援する生活環境等の整備 地域における子ども・子育て支援の推進 仕事と子育ての両立の推進								
4	みんなが支え合い、育て合うまち	1	子育て支援の充実	人口減少時代が本格化する中、本市が持続的に発展していくためには、定住人口の維持・増加が必要です。そのためには、市民等が住み続けたい、また、多くの市外の方が本市に移り住みたいと思う環境づくりが必要です。このため、乳幼児から高齢者まで、あらゆるライフステージに対応した支援等に取り組み、地域においてみんなが支え合い、いきいきと暮らしながら育て合うことができるまちづくりを進めます。 働き手であり地域の担い手でもある若年層が、安心して出産し、子育てと仕事の両立ができ、本市において健やかに暮らせるよう、乳幼児の健康診査の実施、子ども・子育てに関する相談窓口の充実、地域における子ども・子育て支援の推進など、子育て支援の充実に取り組みます。	第4章第2節1－① 第4章第2節1－② 第4章第2節1－③ 第4章第2節2－① 第4章第2節2－② 第4章第2節2－③ 第4章第2節2－④ 第4章第2節2－⑤ 第4章第2節3－① 第4章第2節3－② 第4章第2節3－③ 第4章第2節3－④	幼児教育・保育の充実 成長段階に応じた健全育成 特に支援を必要とする子どもへの支援の充実 母子とその家族の健康の保持・増進 子ども・子育てに関する相談窓口の充実 子育てに対する意識啓発と情報提供 子育てしやすい支援体制の充実 ひとり親家庭等への支援の充実 子どもの安全・安心の確保 子育てを支援する生活環境等の整備 地域における子ども・子育て支援の推進 仕事と子育ての両立の推進									
					2	地域・家庭における青少年の健全育成	本市の地域コミュニティ*に着目し、子どもたちの健全育成に当たっては、学校、家庭及び地域の連携により、防犯活動等の見守りや、教育環境の充実に取り組みます。また、国による教育のデジタル化が進められていることを踏まえ、教育環境の整備などに加え、各学校の創意工夫の下、ＩＣＴ*教育の充実に取り組みます。	第4章第2節3－① 第5章第3節2－① 第5章第3節2－② 第5章第3節2－③	子どもの安全・安心の確保 健全育成活動の充実 学校・家庭・地域の連携及び協働による教育環境の充実 子ども・若者の社会参加及び社会的自立の支援の検討						
								3	デジタル化に対応した学校教育の推進	第5章第4節1－② 第5章第4節1－⑥ 第5章第4節2－①	ＩＣＴ*教育の充実 教員の資質・能力の向上と働き方改革 情報化社会に対応した教育環境の整備				
										4	社会参加の環境づくり	町内会・自治会は、本市において地域コミュニティ*の中心的な役割を果たしており、まちづくり等で果たす役割は、更に重要になっています。また、様々な主体による子どもたちの育成や伝統芸能の保存活動は、地域におけるつながりの創出や歴史文化の保存・伝承に貢献しています。こうした人と人との結び付きは、人の営みにおいて重要なものであることから、町内会・自治会への加入促進など、社会参加の環境づくりに取り組みます。	第3章第1節1－① 第3章第1節1－② 第5章第3節2－① 第5章第5節3－②	町内会・自治会への加入の促進 町内会・自治会の活性化の支援 健全育成活動の充実 伝統芸能保存活動の支援	
								5	「第9期あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に合わせて個別施策体系変更予定のため、修正の可能性あり フレイル予防と介護基盤整備の推進				高齢化の更なる進行が予測される中、市民が輝き続けられる社会を実現するためには、健康寿命*を延ばす取組のほか、高齢者や介護者が安心して暮らせるまちづくりが必要です。こうしたことから、介護予防・フレイル予防*を推進するとともに、介護人材の確保や介護保険事業の基盤の整備など、高齢者や介護者を社会や地域で支える仕組みづくりに取り組みます。	第4章第4節1－① 第4章第4節1－② 第4章第4節3－① 第4章第4節3－② 第4章第4節3－③ 第4章第4節3－④ 第4章第4節3－⑤	健康づくりへの支援 介護予防・フレイル予防*の推進 介護人材の確保・定着・育成 介護サービスの質の確保 介護保険事業の基盤の整備 自立した生活への支援 家族介護者への支援
					6	社会教育の推進 芸術文化活動の推進 スポーツの推進	社会教育活動、芸術文化活動及びスポーツ活動は、あらゆる世代の市民等に学習や体験の機会を提供するとともに、心身の健康増進や体力向上につながり、生活に潤いをもたらしてくれるものです。また、社会教育活動等を通じて、様々な仲間が増えるなど、人と人との絆の創出も期待されます。こうしたことから、社会教育等の推進に取り組みます。							第5章第5節1－② 第5章第5節2－① 第5章第5節4－① 第5章第5節4－③	社会教育事業の充実 芸術文化事業の充実 ライフステージ、ライフスタイルに応じたスポーツの推進 市の特性を生かしたスポーツの推進
														5	住み続けたい魅力的なまち